

在シドニー日本国総領事館メールマガジン第 238 号（2024 年 9 月号）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス、及び当館「メールマガジン」登録者に自動的に配信されております。

【目次】

- 1 領事情報（領事出張サービス実施の案内、在留状況確認調査、オンライン申請とオンライン決済、マイナンバーカード交付、DV 被害者支援、在留届と「たびレジ」、在外選挙人名簿登録、衆議院小選挙区の区割り改訂）
- 2 治安・安全情報（詐欺への注意喚起）
- 3 日本文化関連行事
- 4 日本語補習授業校の教員募集
- 5 総領事通信・総領事館公式 SNS
- 6 休館日のお知らせ（9 月及び 10 月）

1 領事情報

（1）領事出張サービス実施のお知らせ（コフスハーバー及び北部準州ダーウィン）
9 月 11 日（水）コフスハーバー、10 月 17 日（木）北部準州ダーウィンにおいて、領事出張サービスを実施しますのでご利用ください。日時や実施場所等の詳細については、以下のリンク先からご確認ください。

コフスハーバー：

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/coffs-ryojiservice.pdf>

ダーウィン：

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/darwin-service-oct-2024.pdf>

（2）在留状況確認調査への協力をお願い

外務省では、本年も例年と同様に、10 月 1 日現在における「海外在留邦人実態調査」を実施します。

同調査の一環として、提出された在留届の渡航目的が「長期滞在」で、ご本人又は同居家族のいずれかの方の滞在期間が超過している、又は未登録の方を対象に、外務省

から「在留状況確認メール」が送信されますので、同メールを受信された方は、同メールに記載の方法にて、滞在期間の延長、又は帰国・転出の手続きをお願いします。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_residence_report.html

(3) 旅券、各種証明及び査証（観光一次のみ）のオンライン申請とオンライン決済旅券、各種証明及び査証（観光一次のみ）の申請はオンライン申請が利用できます（査証以外は事前にオンライン在留届（ORR ネット）への登録が必要です）。

オンライン申請をされた方に限り、手数料をクレジットカード及びデビットカードでお支払いいただくことが可能です（査証の場合はクレジットカード及びデビットカードでのお支払いのみ）。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

(旅券)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_online_passport_info.html

(各種証明)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_online_shomei.html

(査証)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_en/evisa_online_application.html

(4) 在外公館における国外転出者用マイナンバーカードの申請・交付

5月27日から在外公館における国外転出者用マイナンバーカードの申請・交付業務が開始されました。本件マイナンバーカードの申請対象者は、2015年10月5日以降に国外転出届を提出した日本国籍者（未成年者も含む）となります。具体的な申請・交付方法等についての詳細は以下のリンク先からご確認ください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/my_number_card.html

(5) 「DV 被害者支援のための相談窓口」のお知らせ —DV 被害でお悩みの方へ—
当館は、当地で DV 被害者等を支援する団体「Bonnie Support Service Ltd」と提携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）で悩んでいる邦人のための相談窓口を開設しています。対象は、NSW 州にお住まいの邦人女性（及び子供）で、相談者は、日本語によるサービスを受けることができます。DV 被害でお悩みの方は、まずは下記相談窓口までご相談ください（NSW 州以外の地域にお住まいの方については、情報提供やお近くの相談機関のご紹介を行います。）詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20230828dv.pdf>

(6) 在留届と「たびレジ」に関するお願い

外国に3か月以上滞在する日本人は、最寄りの大使館又は総領事館等に在留届を提出することが日本の法律（旅券法）で義務付けられています。在留届は、災害時の安否確認のために使用しますので、届出内容に変更（住所や同居家族の変更等）が生じた場合には変更届を、帰国の際には帰国届をご提出いただくようお願いいたします。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_residence_report.html

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう「たびレジ」にご登録をお願いいたします。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(7) 在外選挙人名簿への登録

日本国外に居住されている満18歳以上の日本人は、国外からの投票を通じて国政選挙に参加することができます。国外で投票するには、在外選挙人名簿への登録が必要ですので、登録を済まされていない方は、最寄りの大使館又は総領事館等にて登録をお願いします。申請後、在外選挙人証を交付するまでに2か月程度を要します。お早めに在外選挙人名簿への登録手続きを行ってください。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

(8) 衆議院小選挙区の区割りの改訂等

公職選挙法の一部を改正する法律（区割り改定法）が令和4年11月28日に公布され、同年12月28日から施行されました。区割り改訂に伴い、在外選挙人証の小選挙区に変更が生じた方は、在外選挙人証の再交付を申請ください。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_4.html

https://www.soumu.go.jp/main_content/000847502.pdf

2 治安・安全情報

各種詐欺にご注意ください

最近、当地や日本で流行っている詐欺の代表事例を紹介します。

『ロマンス詐欺』

○概要

ロマンス詐欺とは、主にインターネット上の交流サイトなどで知り合った相手を言葉巧みに騙して、恋人や結婚相手になったかのように振る舞い、金銭を送金させるものです。犯人は、正当なマッチングサイトや Facebook のような SNS に偽のプロフィールを作成し、他人から盗用した写真や ID を使用して被害者と交流し、互いの関係が親密になった頃を見計らい、病気や怪我、旅行費用、家族の危機などを装って、お金を要求します。

犯人は直接被害者と会うことを避けるため、兵役や仕事の都合などで海外にいると称するケースも多くみられます。また、犯人は恋愛感情を表すため、簡単なプレゼントを贈る場合もあります。

○防衛策

- ・オンラインでしか会ったこともない者に送金したり、個人情報をお教えたりしないでください。
- ・相手の氏名等をもとに Google などの画像検索を行うことで、偽アカウントを見抜ける場合があります。
- ・被害者が犯人に送付した被害者自身の裸の画像などをネタに、犯人が被害者を脅迫する場合も存在するため、個人的な写真や動画をオンラインで共有するときは特に注意してください。

『投資詐欺』

○概要

投資詐欺とは、投資に関する詐欺をいい、仮想通貨やヘッジファンド、未公開株、不動産の購入やこれに伴う手数料の徴収など、さまざまな形態があります。多くの場合、犯人は電話やメールで被害者に接触しますが、詐欺と見抜かれないよう、手の込んだ職業斡旋、パンフレットやウェブサイトを作成準備しています。そしてこれらには「見逃せない」、「ハイリターン」、「元本保証」などの文言が頻繁にみられます。いずれの場合も、投資の元本が戻ることはなく、犯人は購入等の費用を受け取った後に姿をくらまします。

○防衛策

- ・突然のオファーに対する、投資の即決は避けてください。
- ・先方がオーストラリアの金融サービスライセンスを持っているかどうか、オンラインなどで確認してください。
- ・うまい話ほど、疑ってかかるよう癖付けしてください。

「詐欺から身を守るための7か条」

- 1 詐欺の可能性を常に意識すること
- 2 取引相手を調査すること
- 3 疑わしいテキストやポップアップウィンドウ、またはメールを開封しないこと
- 4 個人情報を実際に保管すること
- 5 異常な決済方法に注意すること
- 6 パソコン（スマートフォン含む）を安全に管理すること
- 7 パスワードは慎重に選択すること

※万一被害に遭われた場合、「000」に電話し、警察に届けてください。

3 日本文化関連行事

(1) 日本文化関連行事

○NSW 州立美術館の無料日本語ガイドツアー

特別展 ミュシャ展の日本語ガイドツアー：

大好評の“Spirit of Art Nouveau”(Naala Badu 地下2階にて)は、残すところ9月8日の1回のみです。日曜日午前10時30分開始。(予約不要、入場券を持参して会場入り口に集合)

常設展の日本語ガイドツアー (予約不要、建物の入り口に集合)：

北新館 (Naala Badu 水辺を臨む) 毎週日曜日午後1時開始

南本館 (Naala Nura 大地を臨む) 毎週金曜日午前11時開始 ツアーでは8月31日から始まる李禹煥展 (入場無料) の作品のいくつかもご紹介いたします。

<https://www.artgallery.nsw.gov.au/visit/plan-your-visit/information-in-other-languages/japanese/>

○「Afternote: In the Shade of Cinema」展 (9月13日(金) - 2025年3月1日(土))

国際交流基金シドニー日本文化センターギャラリーにて、美術作家・志村信裕氏による山口の映画館史にフォーカスした最新作『Afternote』を紹介いたします。山口情報芸術センター[YCAM]のコミッションワークとして制作され同氏が監督を務めた本作品とともに、撮影された山口の映画館にまつわる記録や資料を展示し、同市内から姿を消した映画「館」の歴史を辿ります。詳細は下記リンクをご参照ください。

※9月13日（金）のオープニングにはアーティスト（志村信裕氏）及びキュレーター（井関悠氏）が参加、9月14日（土）には両氏によるトークイベントを予定していません。

<https://sydney.jpf.go.jp/events/afternote-in-the-shade-of-cinema/>

○『わたし語ポートフォリオ』ワークショップ2024（9月14日（土）午後6時-午後8時）

会場：国際交流基金シドニー日本文化センター

豪州けい（「つなぐ」の漢字）生語研究会との共催行事です。二見由紀子先生（セントラルコースト日本語コミュニティ学校）をお招きしポートフォリオの仕組みを学びながら、ネットワーク強化を目的とします。

無料、事前登録必要。申込締切：2024年9月7日（土）

【登録、詳しい情報はこちら】

<https://www.keisho-australia.org/watashi-go-portfolio/workshops-2024>

○Matsuri Japan Festival in Chatswood 2024（9月14日（土）午前11時-午後6時）

シドニー日本クラブ（JCS）の主催により、Chatswood Mall（Chatswood 駅前遊歩道）にて「Matsuri Japan Festival in Chatswood 2024」を開催されます。JCSは、2015年からChatswoodで日本祭りを開催しており、毎年多くの方々にご来場いただいています。文化交流イベントとしてシドニー北部地域では最大規模のイベントです。会場では、日本食などの屋台をはじめ、華道、茶道、書道のワークショップ、ヨーヨー釣りや金魚すくいなども楽しめます。また、特設ステージでは、ソーラン踊りをはじめとした多彩なパフォーマンスが行われます。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.japanclubofsydney.org/%e3%83%81%e3%83%a3%e3%83%83%e3%83%84%e3%82%a6%e3%83%83%e3%83%89%e3%81%ae%e6%97%a5%e6%9c%ac%e7%a5%ad%e3%82%8a9%e6%9c%8814%e6%97%a5%ef%bc%88%e5%9c%9f%ef%bc%89%e3%81%ab%e9%96%8b%e5%82%ac/>

○第28回オーストラリア日本映画祭（9月24日（火）-11月10日（日））

国際交流基金の主催により、オーストラリア日本映画祭が開催されます。詳細は下記リンク先からご確認ください。

<https://japanesefilmfestival.net/>

4 日本語補習授業校の教員募集

当館管轄地域にある以下の学校では教員を募集しています。ご関心のある方は、以下の学校のリンクやメール照会先を参照の上、各学校に直接ご連絡・ご応募ください。

○シドニー日本語土曜学校

<https://www.ssj.org.au/careers/>

○JCS 日本語学校シティ校

<https://cityschool.japanclubofsydney.org/recruitment/>

○JCS 日本語学校エッジクリフ校

<https://nichigopress.jp/classified-item/46393/>

○JCS 日本語学校ダundas校

<https://dundas.japanclubofsydney.org/recruitment/>

○ニューサウスウェールズ日本語補習校

<https://www.nswjapaneseschool.org/career>

○クカバラ日本語学校

<https://kookaburra-jps-sydney.amebaownd.com/pages/6452909/profile>

○フォレスト日本語学校

<https://www.forestjapaneseschool.org.au/single-post/%E6%95%99%E5%93%A1%E3%80%81%E3%82%A2%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%B3%E3%83%88%E3%80%81%E3%83%9C%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%86%E3%82%A3%E3%82%A2%E5%8B%9F%E9%9B%86>

○セントラル・コースト日本語コミュニティ学校

連絡先：ccjcls@gmail.com

5 総領事通信・総領事館公式 SNS

総領事館の行事や日本関連の行事、日本の文化情報等を発信しています。ご関心がありましたらフォローいただければ幸いです。

(総領事公式 Twitter)

<https://twitter.com/cgjapansydney>

(総領事館公式 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD>

(総領事館公式 Instagram)

<https://www.instagram.com/CGJapanSyd/>

6 休館日のお知らせ（9月及び10月）

土日及び以下の日は休館いたします。

○9月23日（月）秋分の日振替休日

○10月7日（月）レイバー・デイ

○10月14日（月）スポーツの日振替休日

在シドニー日本国総領事館

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話：(61-2) 9250-1000

Fax: (61-2) 9252-6600

Web: http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールに関してお気づきの点がございましたら、以下の当館代表メールアドレスにお気軽にご連絡ください。

japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

（変更）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

（停止）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>

※本メールマガジンのバックナンバーは以下のページに掲載しています。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailimag.html